

## 小諸市飲食店等感染予防対策交付金交付要綱

令和2年6月23日

告示第97号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第5項の規定による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を受けて、経済活動の再開及び需要喚起を図るため、感染予防対策や新たな需要を喚起する代替措置に対し、予算の範囲内で交付金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 交付金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に本社又は店舗を有する者のうち、長野県が進める「新型コロナ対策推進宣言の店」として、対面での販売又はサービスの提供を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、交付対象としない。

- (1) 市税の滞納がある者
- (2) 小諸市暴力団排除条例（平成23年小諸市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である場合又は暴力団等と関係を有する者

(交付対象経費等)

第3条 交付対象経費、補助率及び上限額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項に規定する交付対象経費は、令和2年4月1日以降に支出した経費を対象とする。

(交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする者は、小諸市飲食店等感染予防対策交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和2年12月15日までに市長に提出しなければならない。ただし、申請は1事業者あたり1回限りとする。

- (1) 誓約書（様式第1-2号）
- (2) 店頭等に掲示した「新型コロナ対策推進宣言の店」のポスターの写し
- (3) 経費明細書（様式第1-3号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付可否の決定)

第5条 市長は、前条に規定する交付金の交付申請があったときは、当該申請に係る

書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、交付金の交付可否及び額を決定するものとする。

(交付決定通知等)

第6条 市長は、前条の規定により交付の決定をしたときは、小諸市飲食店等感染予防対策交付金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に交付金の額を通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により不交付の決定をしたときは、小諸市飲食店等感染予防対策交付金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、小諸市飲食店等感染予防対策交付金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(交付の取消等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、交付金の交付決定を取消し、既に交付金を交付しているときは、その返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により交付金の交付決定を受けたとき。

(2) 本交付金により取得した備品又は消耗品を転売するなど不当に利益を得たとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年9月14日から施行する。

別表（第3条関係）

交付対象経費	補助率	上限額
<p>1 感染予防の取組に要する経費</p> <p>(1) 飛沫感染予防</p> <p>ア 防護眼鏡、アクリルパネル等の購入</p> <p>(2) 接触感染予防</p> <p>ア 手洗い、うがい、消毒用の薬剤の購入</p> <p>イ 非接触型アルコール噴霧器の購入</p> <p>(3) 空気感染予防</p> <p>ア 空気清浄機を購入</p> <p>イ 密閉空間を解消する換気扇設置工事</p> <p>(4) 感染が疑われる者の把握</p> <p>ア 非接触型体温計の購入</p> <p>イ 体温スクリーニングカメラシステムの設置工事</p> <p>(5) その他感染予防の取組と認められる経費</p> <p>2 新たな需要を喚起する代替措置に要する経費</p> <p>(1) テイクアウト、デリバリー等に必要な資材の購入</p> <p>(2) インターネット販売の参入又は強化に必要な機械資材の購入、広告費</p> <p>(3) 感染予防に配慮した体験プログラムの開発経費</p> <p>(4) その他新たな需要を喚起する代替措置に要する経費</p>	<p>10分の</p> <p>10以内</p>	<p>1店舗当たり5万円とし、3店舗までとする。ただし、市外に本社を有する者にあつては、市内に所在する店舗のみを対象とする。</p>

備考

- 1 対象経費に消費税及び地方消費税は含まないものとする。
- 2 算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

様式第1号（第4条関係）

小諸市飲食店等感染予防対策交付金交付申請書

年 月 日

（申請先）小諸市長

（申請者）

本社所在地 〒

申請者名 印

（代表者氏名）

施設名

電話番号

小諸市飲食店等感染予防対策交付金交付要綱の規定に基づく交付金の交付を受けた  
いので、関係書類を添えて申請します。

記

申請額 \_\_\_\_\_円

添付書類

- (1) 誓約書（様式第1-2号）
- (2) 店頭等に掲示した「新型コロナ対策推進宣言の店」のポスターの写し
- (3) 経費明細書（様式第1-3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第1-2号（第4条関係）

（宛先）小諸市長

## 誓約書

小諸市飲食店等感染予防対策交付金を申請するにあたり、次のとおり誓約します。

- 1 市税の滞納はありません。また、市が申請者に係る税情報を閲覧することに同意します。
- 2 小諸市暴力団排除条例（平成23年小諸市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である場合又は暴力団等と関係を有する者ではありません。
- 3 虚偽その他不正な手段により交付金の交付決定を受けたとき並びに本交付金により取得した備品その他消耗品を転売するなど不当に利益を得たときには、交付を受けた交付金を返還します。
- 4 市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

[署名欄]

所在地 〒

申請者名

（代表者氏名）

経費明細書

1 感染予防の取組みに要する経費			
(1) 飛沫感染予防		円	
内容	数量	金額	購入日
・		円	月 日
・		円	月 日
(2) 接触感染予防		円	
内容	数量	金額	購入日
・		円	月 日
・		円	月 日
(3) 空気感染予防		円	
内容	数量	金額	購入日
・		円	月 日
・		円	月 日
(4) 感染が疑われる者の把握		円	
内容	数量	金額	購入日
			月 日
			月 日
(5) その他感染予防の取組		円	
内容	数量	金額	購入日
・		円	月 日
・		円	月 日
2 新たな需要を喚起する代替措置に要する経費			
(取組)		円	
内容	数量	金額	購入日
・		円	月 日
・		円	月 日
・		円	月 日
合計 (A)		円	
消費税及び地方消費税額 (B)		円	
交付対象経費 (A-B)		円	

(添付書類)

- ・各取組みを実施するにあたり生じた経費の内訳が分かる領収書・納品書等の写しを添付してください。

様式第2号（第6条関係）

小諸市飲食店等感染予防対策交付金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

（申請者）

小諸市長

年 月 日付けで申請がありました小諸市飲食店等感染予防対策交付金について、次のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 申請額 \_\_\_\_\_円
- 2 交付決定額 \_\_\_\_\_円

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

様式第3号（第6条関係）

小諸市飲食店等感染予防対策交付金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

（申請者）

小諸市長

年 月 日付けで申請がありました小諸市飲食店等感染予防対策交付金について、不交付と決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。



様式第4号（第7条関係）

小諸市飲食店等感染予防対策交付金交付請求書

年 月 日

（申請先）小諸市長

（申請者）  
本社所在地 〒

申請者名 印

（代表者氏名）

施設名

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった小諸市飲食店等感染予防対策交付金について、下記のとおり交付してください。

記

交付請求額	
円	
振込先口座情報	
金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
（フリガナ）	
口座名義	

添付書類

- ・ 振込先の銀行口座のわかるものの写し（通帳等）